平成３０年（フ）第１３３号
さいたま市北区土呂町２丁目67番地11　第二ヨシタケビル　303号、旧住所東京都板橋区前野町６丁目９番１号　パラドール常盤Ⅱ301
債務者　星野　愛美（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４８号
埼玉県上尾市柏座３丁目10番10号　富士見荘Ａ203
債務者　石川　和彦
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
埼玉県東松山市松葉町２丁目11番32号　あけぼのハイツ101号
債務者　山口　和行
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７５４号
川崎市川崎区京町２丁目２番18―105号　京町コーポラス第４
債務者　佐藤　泰明
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３２号
川崎市川崎区鋼管通３丁目１番７－１号
債務者　石川　廣志
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４３号
川崎市麻生区百合丘１丁目６番地40　フォートレス百合ヶ丘　102
債務者　根本　和平
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７５号
川崎市多摩区枡形１丁目21番３―503号
債務者　宝村ちかし
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
川崎市多摩区宿河原５丁目27番２号　セレビスタ　100
債務者　乾　　伸也
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
川崎市多摩区中野島２丁目５番28号
債務者　二見　宣幸
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
川崎市麻生区片平３丁目６番８号　サンクレスト寺台　201
債務者　吉田　大介
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
川崎市麻生区片平２丁目25番１―302号
債務者　西川　弘晃
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
川崎市中原区新城５丁目８番23号　ＲＷ新城103
債務者　青木　行雄
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７０号
川崎市高津区千年新町19番地２　おおとり荘203
債務者　和田えりな
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
相模原市南区相模台２丁目26番14号　サガミハイツ102
債務者　松浦　詩織
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４３号
神奈川県座間市立野台３丁目18番４号　ルーデンス立野台203号
債務者　市川　善暉
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４５号
相模原市緑区下九沢2500番地１　ロジュマンＡ102
債務者　渡邉美智也
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４７号
相模原市南区相武台１丁目14番10号　ロイヤルコーポ102
債務者　關根裕一郎
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部